

京都市告示第134号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年5月18日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	四ノ宮里1001号	山科区四ノ宮小金塚8番地427地先 同町8番地440地先	

(建設局土木管理部道路明示課)